

候。將又貴殿しやきやう藏人入道ならばに魚住隼人、むかしより能ぞんじの人に候。末もり、はずぬまの時も、かなざわ城代に被居候ところに、神妙のていそ又うけたまはり候。老の武篇にて候。さて又まへ田うこん(直光)・不破彦三(長頼)・村井又兵衛、度々のほね折ども感入候。能登におかれ候(安勝)・前田五郎兵衛・長九郎左衛門・高はたけ孫二郎(孫十郎定吉)・中川清六、別て御てまへ心入のよし、きどくに候。いづれも勇者のものどもに候間、眞實頼もしく候。おく村父子ことはたびく如申、するもりにて大手がら、われくまでまんぞく申候。何も御ころえ候て、禮を申まいらせ候。なをあさの彌兵衛口上に申のぶべく候。恐々謹言。
(天正十三年) 九月十一日 秀吉 在判
(前田利家) 羽柴筑前守どのへ

菅家見聞録右と同文なるも、拾遺温故雜帖に載するものはこれと異なり。非なるべし。又この消息の初に自筆にて申入候といへども、用語文字を案ずるに口演を代筆せしめしものなるべし。眼氣鈍きに依

り代筆せしむるとの事は、閏八月七日女房こほへの消息、閏八月十一日女房いわへの消息に並びに言ふところなり。

九月廿七日。前田利家、去年末森の役に於ける諸士に、その戦功を賞して祿を加ふ。

【萩草】 一九二二

去年於末森地、粉骨無比類働候之條、爲加増千五百表令扶助訖。全可知行者也。仍如件。

天正十三年 九月廿七日 利家 在印
 山崎彦右衛門殿

【萩草】 一九二四

去年於末守地、無比類働候條、爲加増河北郡之内を以八百俵令扶助訖。全可知行者也。仍如件。

天正十三年 九月廿七日 利家 在印
 奥野彌一郎殿



一九二五

【萩草】 去年於末森地、無比類働候條、爲加増河北郡之内を以八百拾表令扶助訖。全可知行者也。仍如件。

天正十三年 九月廿七日 利家 在印
 北村一右衛門殿

九月廿七日。前田利家、宇野宗右衛門に、河北郡百二十俵の地を扶持す。

【宇野文書】 越中 一九二六

河北郡之内志村内記分百貳拾俵令扶助訖。全可知行者也。仍如件。

天正十三年 九月廿七日 利家 在印
 宇野宗右衛門殿

十一月十二日。前田利家、鹿島郡鶉浦村の衛門に、羽咋郡氣多社鶉祭の神事に奉仕する爲田地を扶助す。

一九二七

【鶉浦村文書】 鹿島郡 一宮神事之爲鶉田、貳反地令扶助訖。永代不可有相違者也。仍如件。

天正十三年 十一月十二日 利家 在判
 鶉浦ノ衛門

天正十四年 丙戌 紀元二二四六

正月十日。石川郡白山宮、再興の爲に奉加帳を製す。

【白山比咩神社文書】 石川郡 白山太神宮奉加 一九二八
 利家 在判

天正十四年丙戌正月十日

惣長吏法印大和尚位澄勝 正月廿二日。前田利家、石川郡佐那武社に、再興の爲田二町を寄進す。